

日本腹膜透析医学会 会誌投稿規定

- 1、日本腹膜透析医学会は機関誌として、現時点では腎と透析「腹膜透析 20・・・」の発刊を継続する。
- 2、将来「日本腹膜透析医学会会誌（仮称）」を独自に発刊することを継続的に審議する。
- 3、編集委員会の構成は編集委員長の推薦の下、理事会の承認を得て決定される。
- 4、腎と透析「腹膜透析 20・・・」の掲載論文は学術集会の発表を基本に構成する。
- 5、編集は学術集会大会長の責任において行うが、上記編集方針を変更する場合には、編集委員会の審議の後、理事会の承認を得て決定される。
- 6、会誌に掛かる経費は学会事務局より支払うものとするが、学術集会大会長においては演題決定後、速やかにそれに掛かる予算（概算）を編集委員会に提示するものとする。
- 7、会誌は原則として「正会員」「施設会員」「名誉会員」「功労会員」「賛助会員」に事務局より送付するものとする。学術集会大会長の判断で上記以外にも送付する場合には編集委員会の審議、理事会の承認を得るものとする。
- 8、腎と透析「腹膜透析 20・・・」の投稿様式は、「腎と透析投稿規程」に準ずるが、掲載ページ数については編集委員会により決定される。
 - 原則として、主要講演（特別講演、教育講演、シンポジウム、ワークショップなど）：刷り上り 4 ページ以内（400 字詰原稿用紙 12 枚以内）、一般演題：刷り上り 2 ページ以内（400 字詰原稿用紙 6 枚以内）、図表は 1 枚につき 400 字減ずる。とする。
 - ページを超過する場合には、学術集会大会長の了承の下実費を徴収する。
 - 原稿締切日は大会当日とするが、やむ得ない場合には大会終了 2 週間以内を締め切りとし、それ以上の延長は認めないものとする。
- 9、本規約は 2010 年 8 月 30 日 に作成、2010 年 9 月 1 日 理事会 に理事会承認された。